

報復処分撤回裁判結審

斉藤書記長最終意見陳述

報復処分撤回裁判お提訴から1年4ヶ月にわたり、会社の対応の不自然さ、テッペン上げ、組織破壊の画策を立証してきましたが、平成24年10月3日第8回口頭弁論において、斉藤書記長は裁判長の前で理路整然と最終意見陳述を行い、結審となりました。

最終意見陳述

私は、昨年8月3日の第1回公判で、何故に裁判を起こしたかについて意見陳述をさせていただきました。私は、24年間にわたり無事故で新幹線運転士として勤めてまいりました。この間会社から処分等を受けたことは一度もありません。

昨年2月3日に出勤し出勤点呼は何事もなく終了しました。しかし、その30分後の乗務点呼の終了間際において、突然酒臭がするといわれアルコール検知器で検査をさせられました。数値は会社が乗務不可としている数値を下回っているにもかかわらず、多くの管理者が酒臭を確認したとして乗務を外された上に、翌日を日勤に指定されました。さらに会社は「複数の管理者が酒臭を確認した」「本人が前夜の飲酒を認めた」ことなどをもって「酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である」と断定し減給処分を発令しました。

これまでの証人審問をみても小川証人、斉藤証人、脇証人の3人の証言はバラバラであります。私から本当に酒臭がしたならばこのような証言にはないようがなく、一致した証言になることが当然だと思えます。しかし、3人の裁判での証言が違うのは何故でしょうか？また、前夜の飲酒についても何時ものように私は十分に注意し、翌日に残るような飲酒はしていません。

斉藤証人の証言では、「出勤時から3時間経ってもなお強い酒臭がした」と証言されといます。あま

りにも常識、経験上から考えてもあり得ないことです。また、待機中において業務である事故防止面談を行うことをもっても、その後乗務させる考えであったことは明らかであり会社は、私を酒気帯びと断定することはできなかったのだと思います。

私は何らかの疑いで一旦乗務を外し、検査することについて異議を申し上げているわけではありません。しかし、検査の結果乗務不可の数値でなければ、待機後乗務させるべきだと考えます。それを科学的根拠にもとづかず、曖昧かつ矛盾した管理者の判断のみで酒気帯びと判断し、ましてや減給処分とすることは絶対に認められません。このような事象で処分されるなら、前日飲酒した乗務員は管理者の恣意的な判断のみで減給処分を受けることになります。JR 他者を見てもこのような乱暴な処分を行っている会社はありません。

この裁判の行方については組合員のみならず、多くの乗務員が関心を持っています。

当裁判所においては、これまでの公判での準備書面、証人審問での供述の内容など十分に勘案し我が社において、管理者の恣意的な判断による懲戒権の濫用を許すことなく、安全で安心して働く事ができる職場にするために、正当な判決を出して頂くように強く希望いたします。

以上

裁判終了後、弁護士会館において報復処分撤回裁判勝利報告集会を開催しました。数多くのOBも参加してくれました。

最後に、斉藤書記者は「8回にもおよぶ弁論、重い1年でした。多くの組合員、プロジェクトメンバーにささえられました。また、カンパをしていただき感謝のお礼とやれることはすべてやりました」ということで終了しました。

OB 会長の言葉ではありますが、「いかなるときでも、一番弱い人の立場に立つことが大事である」ということです。あらためて、東二運分会の団結と絆が深く強くなりました。

陰ながら支えてくれました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

判決は1月23日（水） 13時10分 527号法廷となります。